（特別費用）

第二十九条　次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。

（削除）

一～三　（略）

（附帯業務等及び附帯業務料）

第四十四条　当社は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当社の責任においてこれを行います。

2　（略）

（附帯業務等についての責任）

第四十八条　当社が、附帯業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節（責任）の規定を準用します。

附　則

この告示は、平成二十九年十一月四日から施行する。

○北海道開発局告示第二百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

その関係図面は、平成二十九年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡上ノ国町字原歌三番地内	前	三一・七三～三三・〇六メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	三一・七三～四〇・七二メートル	〇・〇一一キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

（特別費用）

第二十九条　次の各号の一に該当する場合には、これに要した費用は荷送人又は荷受人の負担とします。

一　集貨又は配達にあたり、荷送人又は荷受人の指示により、ビルディングその他の建物の二階以上の階層、地下室等直接運搬具に積載できない場所から又は場所へ貨物を搬出し又は搬入したとき。

二～四　（略）

（附帯業務等）

第四十四条　当社が、貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務等を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表によります。

2　（略）

（附帯業務等についての責任）

第四十八条　当社が、貨物利用運送事業に附帯する業務等を引き受けた場合における当社の責任については、第二章第五節（責任）の規定を準用します。

○北海道開発局告示第二百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十九号	士別市温根別町五〇二九番三から同市温根別町三〇三七番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署一四七林班か小班から同町字千栄三九九番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道沙流郡日高町字千栄四〇三番一〇地先から同町字千栄四一〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十九年十月三十日

○北海道開発局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三百三十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A・B・C・D・E・F・G 一〇・九一～五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・九一～五〇・〇〇	一一・二四六	
		B・C・D・E・F・G 二〇・五〇～三二一・〇〇	一〇・八一一	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字本別五三一番六七から同町字本別五三一番一八六まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
三百三十七号	千歳市泉郷七六番一六から同市泉郷二二八六番地先まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十月三十日